

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

分類	病名	出席停止の基準	
第1種	②	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により、学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第3種	コレラ	症状により、学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	細菌性赤痢	症状により、学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	腸管出血性大腸菌感染症 (O-157など)	有症状者は医師により感染の恐れがないと認められるまで 無症状病原体保有者は出席停止不要	
	腸チフス	症状により、学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	パラチフス	症状により、学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	流行性角結膜炎	症状により、学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	急性出血性結膜炎	症状により、学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	その他の感染症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A型・E型 : 肝機能正常後登校可能 B型・C型 : 出席停止不要
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
		伝染性紅斑(リンゴ病)	発疹のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
アタマジラミ		出席可能(タオル、櫛、ブラシの共用は避ける)	
伝染性軟属腫(水いぼ)		出席可能(多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける)	
伝染性膿痂症(とびひ)		出席可能(プール、入浴は避ける)	

②第1種学校感染症: エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、中東呼吸器症候群(MARS)、特定鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など